

# 情報提供

那医発第 211 号  
令和 8 年 6 月 18 日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 友利 博朗  
常任理事 外間 浩



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。  
沖縄県医師会より「母子保健関係の通知について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。

☆ 問合せ先 (那覇市医師会 事務局: 宮城・前泊 / 電話 098-868-7579)

記

沖 医 発 第 4 3 5 号

令 和 8 年 6 月 10 日

母子保健担当理事 殿

沖縄県医師会

理事 當間 隆也

(公印省略)

## 母子保健関係の通知について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、下記の件について、日本医師会より母子保健関係通知が届いておりますので、本通知をもってお知らせすると共に、以下に概略を説明申し上げます。

- ① については、国民年金第 1 号被保険者の父母等ともに、養育する子が 1 歳になるまでの期間の保険料が免除される制度が令和 8 年 10 月 1 日から施工され、当該期間は保険料納付済期間として将来の年金の受給額に換算されることについてお知らせするものです。
- ② については、児童相談所における虐待相談対応件数は依然として増加傾向にあることから、児童虐待問題に対する社会的関心を喚起するための「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」において、標語の募集が行われていることをお知らせするものです。なお、募集は令和 8 年 5 月 29 日(金)～7 月 26 日(日)まで行われるとのこととです。

つきましては、ご多忙の折誠に恐縮に存じますが、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会会員に対する周知方についてご高配くださいますようお願い申し上げます。

記

No	文書番号	発 送 年 月 日	文 書 名
①	日医発第 431 号 (健 II)	R8.6.2	国民年金第 1 号被保険者の育児期間に係る国民年金保険料免除制度の周知について (協力依頼) について
②	日医発第 439 号 (健 II)	R8.6.2	令和 8 年度「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」標語募集への協力依頼について

※関係文書は文書管理システムへ掲載致します。

沖縄県医師会事務局業務 2 課: 吉田

TEL: 098-888-0087

FAX: 098-888-0089

g2@okinawa.med.or.jp